

【南アルプス市版】 支援者のための 成年後見制度活用ハンドブック



南アルプス市権利擁護センター

社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会

南アルプス市成年後見センター

目 次

ハンドブックについて、
成年後見制度における支援者のおもな役割、基本用語説明…… 2

I. 成年後見制度の概要 …… 3

- 成年後見制度の理念と背景 …… 3
- 成年後見制度の内容 …… 4
- 成年後見人等の職務 …… 5

II. 成年後見制度活用検討 …… 6

- 成年後見制度活用検討のフローチャート …… 6
- 成年後見制度活用検討ガイドライン …… 8
- 成年後見人等に依頼する具体的な支援内容の整理 …… 9

III. 法定後見制度 …… 10

- 法定後見制度の内容 …… 10
- 成年後見制度（法定後見制度・任意後見制度）にかかる費用・助成 …… 12
- 法定後見制度の手続きの流れ …… 15
- 申立てに必要な書類一覧 …… 17
- 「診断書」と「本人情報シート」 …… 18

IV. 任意後見制度 …… 23

- 任意後見制度の内容 …… 23
- 任意後見制度の手続きの流れ …… 24

V. 日常生活自立支援事業 …… 26

- 日常生活自立支援事業の内容 …… 26
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要 …… 27

VI. 参考資料 …… 28

- 成年後見人等が選ばれた後の本人への支援体制 …… 28
- 成年後見制度に関する相談・問合せ …… 28

※このハンドブックは、名古屋市「成年後見制度活用ハンドブック」を参考に作成しています。
※このハンドブックは、南アルプス市市民後見人養成推進事業の受託金により作成しています。

ハンドブックについて

このハンドブックは、成年後見制度を利用しようとする方、つまり判断能力が十分ではない方を日頃から支援している福祉従事者、行政関係者、医療機関の相談員などの「支援者」を対象に作成しています。

成年後見制度を必要とする方が、必要とするときに利用できるように、支援者のみなさんが成年後見制度を理解し、相談を受けた場合や利用の必要性を感じた場合など、どのように取り組んでいくかを示したものとなっています。また、手続きなどの流れをつかんでいただき、それぞれの段階における支援や役割を確認できるようにしました。

成年後見制度の普及には、支援者のみなさんの協力が必要不可欠です。このハンドブックが、支援者のみなさんにとって参考となる資料になることを願います。

支援している方に、こんな方はいませんか？ 成年後見制度が必要かもしれません。

- 認知症の本人名義の預貯金等の手続きを、金融機関から本人以外はできないと言われて困っている。
- 認知症の本人の施設入所を検討。入所契約が必要だが、本人の契約能力が不安で、身近な親族もいない。
- 知的障害がある本人の両親が他界。本人の金銭管理や契約、日常生活に必要な手続きの支援が必要。
- 知的障害がある本人の家族が亡くなり、遺産相続手続きが必要となったが一人でできずにいる。
- 精神障害がある本人が訪問販売で契約してしまい、詐欺被害にあっている。

成年後見制度利用における支援者のおもな役割

- 成年後見制度活用の検討（権利擁護センター（7ページ）や専門職などとの事例検討を含む）
- 成年後見人等に依頼する具体的な支援内容の整理
- 本人、親族、関係者への成年後見制度利用の説明
- 申立ての支援
 - 本人情報シート作成
 - 診断書取得支援
 - 必要な証明書等の取得支援
- 家庭裁判所での面談への出席
- 成年後見人等との連携

基本用語説明

このハンドブックで頻繁に使用される用語の説明です。

「支援者」とは…… このハンドブックでは、成年後見制度などの利用が考えられる判断能力が十分ではない方を支援している方を指しています。対象となるご本人の福祉サービス利用を支援するケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉従事者をはじめ、地域包括支援センター、障害者相談支援センターなどの行政機関の職員、医療機関の相談員などの方々です。

**「成年被後見人」、
「成年後見人」とは……** 家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者を「成年被後見人」、選任された者を「成年後見人」といいます。保護する人が「成年後見人」、される人が「成年被後見人」です。

**「成年後見人等」、
「後見人等」とは……** 成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人を指しています。

「専門職」とは…… 現在、専門家として成年後見人等になっている弁護士、司法書士、社会福祉士などを指しています。

I. 成年後見制度の概要

成年後見制度の理念と背景

① 成年後見制度の趣旨、理念

成年後見制度とは、精神上の障害などにより判断能力が欠ける、あるいは不十分な方に保護者を選任し、契約の締結等を代わって行ったり、本人が誤った判断に基づいてした行為を取り消したりしながら、本人を保護し、支援するための制度です。

成年後見制度には、「自己決定の尊重」「残存能力の活用」「ノーマライゼーション」の3つの基本理念があります。本人保護の理念に加えて、本人の意思や自己決定権の尊重、本人の有している能力を最大限に活かして生活することの尊重が基本理念とされています。家庭裁判所の審理の中で、できる限り本人の意向を聴いたり、補助、保佐の代理権付与には本人の同意を必要とするなど、本人の意思を尊重する制度が取り入れられています。また、障害のある方も家庭や地域で通常の生活ができる社会をつくろうというノーマライゼーションの理念も、成年後見制度の基本理念の一つであるとされます。成年後見制度は、これらの理念の調和を目指している制度であるといえます。

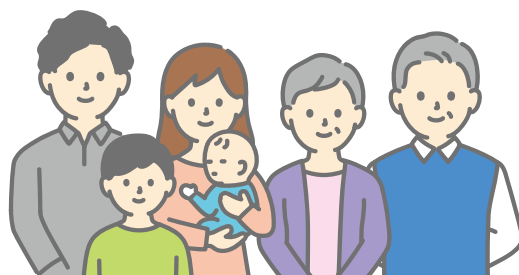
② 成年後見制度設立の背景

成年後見制度がスタートする平成12年以前は、判断能力に応じて「禁治産」と「準禁治産」の2つの制度が民法に設けられていました。明治時代に発足したこの制度は、本人や家の財産保護は強調されても本人の自己決定権の尊重や身上配慮等、本人の基本的な人権は必ずしも重視されていない差別的な面もあり、また硬直的で利用しにくいとの指摘もありました。

成年後見制度と同時期に検討が進められていた介護保険制度は、本人の意思を基に自分が受けるサービスを自分で決定する「契約」という本人を主体とした制度ですが、増加傾向にあった認知症高齢者の契約能力が課題となりました。禁治産制度の見直しが進められていた中で、介護保険の施行が大きな契機となり同時期に成年後見制度が創設されることになりました。

また、障害により判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者にとっても利用しやすい制度が求められ、民法の改正や関連法規が整備され、平成18年には障害者自立支援法により、個人が尊厳を持ちその人らしい自立した生活が送れ、主体的な選択や自己決定といった権利を確保できるように改善されました。

認知症や障害などで自ら権利を主張しにくい人々に対して、第三者がその権利を代弁し、実現していく「権利擁護（アドボカシー）」の仕組みとして、成年後見制度や日常生活自立支援事業が導入され、今後ますますの活用が求められています。



成年後見制度の内容

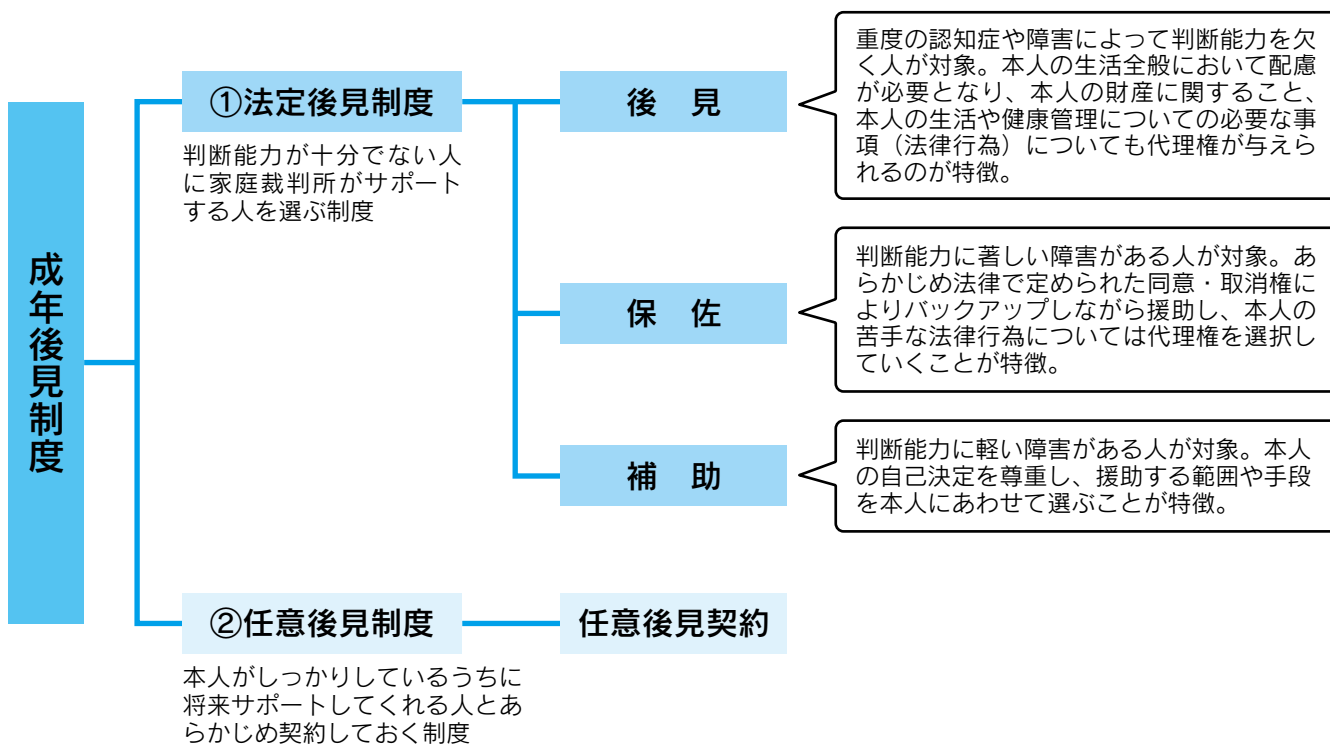
成年後見制度には、2つの制度「法定後見制度」「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」は、すでに判断能力が十分でない人を保護、支援する制度です。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。本人の判断能力によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。

3つの類型ごとに違いますが、本人に代わって本人のために契約などの法律行為ができる「代理権」、本人が法律行為を行うにあたって同意を必要とする「同意権」、同意がないまま、本人が法律行為を行ったとき、それを取り消すことができる「取消権」という権限により保護と支援をしていくことが特徴です。

なお、家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人を選任します。

「任意後見制度」は、本人がしっかりしているうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。援助してほしいこと、後見人をあらかじめ決めておくことができることが特徴です。



	①法定後見制度	②任意後見制度
対象	現在、認知症、知的・精神障害などにより、 判断能力が十分でない方 が対象です。	老後や将来の設計が出来るほど、 判断能力が十分ある方 が対象です。
手続き	申立人（本人や親族など）が 家庭裁判所 に申立てを行います。	本人が 公証役場 で公正証書を作成します。
後見人	法定後見人は、家庭裁判所が決定します。 申立人は、法定後見人候補者の希望を出すことができます。	任意後見人候補者は、本人が決めます。 本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されてから、任意後見人の仕事が始まります。
内容	法定後見人は、判断能力の程度によって「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に区分され、これに応じて仕事や権限の範囲も違います。	任意後見人の仕事内容は、任意後見契約時に、本人が公正証書に定めた内容になります。 （※取消権はありません。）
監督	法定後見人は、原則、 家庭裁判所 の監督を受けます。法定後見人は定期的に家庭裁判所に後見業務の内容を報告します。	任意後見人は、定期的に家庭裁判所が選任した任意後見監督人（弁護士や司法書士など）の監督を受けます。

成年後見人等の職務

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり（1. 財産管理）、必要な契約を結んだりすること（2. 身上保護）によって、本人を保護・支援します。

1. 財産管理

【成年後見人等ができること】

- 預貯金通帳、印鑑の管理
- 収支の管理（預貯金の管理、年金・給料の受取り、公共料金・税金の支払いなど）
- 不動産の管理、売買
- 遺産分割
- 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取り直し
など

【成年後見人等ができないこと】

- 利殖等を目的とした資産運用
- 財産の贈与
- 親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いといった本人の利益にならない費用の支払い
- 本人の利益にならない債務保証、財産放棄
- 日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使
など

★成年後見人等として注意すべきこと

- 居住用不動産を処分する場合（売却、賃貸借契約の解除など）は、家庭裁判所の許可が必要です。
- 成年後見人等と本人の利益が相反する場合には、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要です。

2. 身上保護

【成年後見人等ができること】

- 日常生活の見守り（本人の生活状況、健康状態の把握と確認）
- 年金、公共サービス（電気、ガス、水道）等、日常生活に必要な契約と諸手続き
- 本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
- 健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い
- 福祉施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払い
- 介護保険制度や障害者総合支援法のサービス利用契約、サービス内容の確認、見守り
- 教育・リハビリに関する契約の締結、費用の支払い
など

【成年後見人等ができないこと】

- 買物・通院同行などの事実行為
- 医療行為に対する決定及び同意（生命、身体に危険を及ぼす可能性のある検査、治療行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術など））
- 入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人
- 健康診断の受診・入院や施設への入所、介護、教育・リハビリ等を本人の意思に反して強制的に行うこと
- 遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚など一身専属的な行為
- 居住する場所の指定（居所指定権）
- 本人の死後の事務（葬儀・相続など）
など

3. 家庭裁判所への報告

成年後見人等は、家庭裁判所に財産管理及び身上保護の状況を報告し、必要な指示を受ける義務があります。

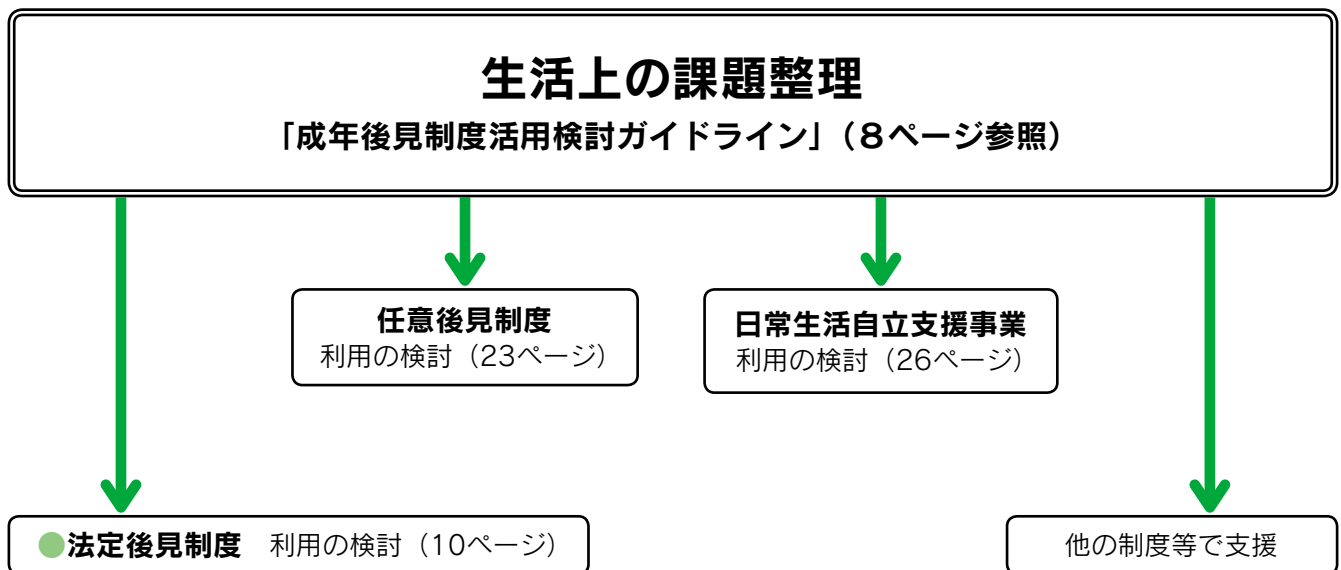
II. 成年後見制度活用の検討

判断能力が十分でない方は、自分の権利が十分に行使できなかったり、また権利侵害にあう可能性もあります。支援者であるみなさんが、今支援している方の権利を守るための一つの方法として成年後見制度があります。

必要なときに、成年後見制度を活用できるように、成年後見制度活用検討フローチャートを確認しながら、支援者と本人、親族、関係者間と協力して検討を進めてください。

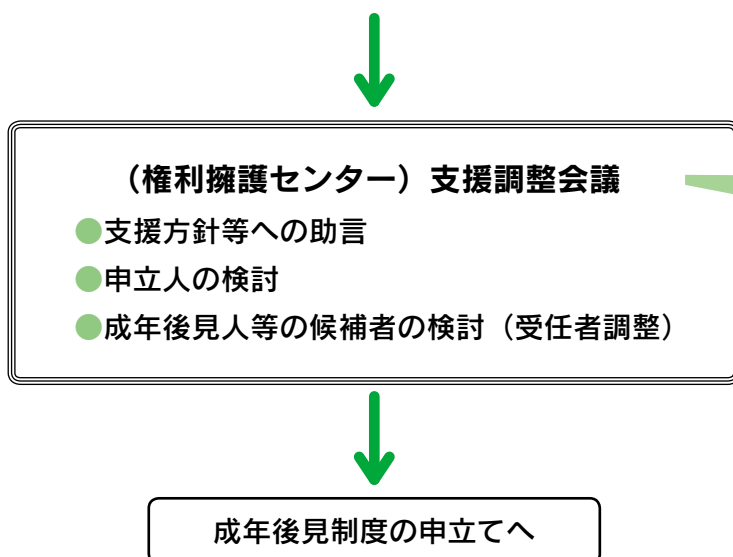
成年後見制度活用検討のフローチャート

相談 ⇒ アセスメント ⇒



※それぞれ制度利用については、本人への説明と利用意向について確認するとともに、職場内、関係機関でケース検討会等を開催し必要性を判断してください。

※必要性の判断に迷う場合は、権利擁護センター、成年後見センターへ相談してください。



支援調整会議とは…

支援者や相談機関が判断や支援に迷う場合に、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を交えた会議を開催し、法律や福祉などの専門的見地から支援方針等への助言を受けたり、成年後見制度利用の必要性を検討したりします。



「権利擁護センター」とは…

南アルプス市権利擁護センターは、南アルプス市における権利擁護支援の中核となる機関で、医療・福祉の関係者・機関・団体、法律専門家・団体、家庭裁判所、民生委員、金融機関などと地域連携ネットワークを築き、地域の権利擁護の推進に取り組んでいます。

また、成年後見制度について、**広報、相談、制度利用促進、後見人支援**の機能を、地域連携ネットワークにより果たせるように取り組んでいます。

市役所介護福祉課、障がい福祉課、福祉総合相談課が位置づけられています。

- 市役所介護福祉課 …… TEL 055-282-7347
- 市役所障がい福祉課 …… TEL 055-282-6197
- 市役所福祉総合相談課 …… TEL 055-282-7250

広報機能

必要な人が必要な時に成年後見制度を利用できるように、市民向けの研修・講演会等による周知・広報を充実させるとともに、地域の事業所・関係機関に向けた周知・啓発を実施しています。本人に身近な人が発見・気づき、相談につながることを目指しています。

相談機能

福祉だけでなく法的な課題などを明らかにし必要な制度につなぐことや、本人の状態の変化に応じて適切な時期に成年後見制度の利用につなぐよう、市民や関係機関の相談に専門職とともに応じています。権利擁護支援に迷う時や判断に迷う時など専門職からの助言を受けられます。また、専門職や本人の支援者らとともに、成年後見制度利用の必要性、支援方針の検討などを行います。

制度利用促進機能

申立方法や申立書の書き方についての相談に応じたり、申立人が類型や適切な後見人等について専門職からの助言を受けるられるような場を設けます。また、申立人が後見人等の候補人が見つけれない場合、本人にとってよりよい支援とそれに合った後見人等を選んでもらうために、候補人の検討などを行います。この取り組みにより、事前に本人と第三者の成年後見人等（候補者）との関係性を築きながら、安心して成年後見制度を利用できるようにしています。

後見人支援機能

親族後見人の後見活動の相談に応じたり、後見人と関係機関の連携が難しい場合の相談に応じます。後見人、関係機関、地域が連携しチームとなって本人支援ができること、迷った場合に助言を受け安心して後見活動ができることを目指してします。



成年後見制度活用検討ガイドライン

成年後見制度（法定後見制度、任意後見制度）、日常生活自立支援事業の活用を検討するにあたり、以下のガイドラインを参考にしてください。該当する項目の△、☆、□に、✓を入れてください。

1. 本人の判断能力について、①～④のどの項目に該当しますか？	
① 十分な判断能力を有している。また、将来判断能力が低下した場合のため、自分が選んだ人に頼みたいことがある。	△
② 認知症、知的障害、精神障害を有するが、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。（補助相当）	☆
③ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。（保佐相当）	☆
④ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが常に見られ、誰かの支援がなければ難しい。（後見相当）	□
2. 本人の財産管理について、どの項目が該当しますか？（複数選択）	
① 日常的な金銭管理に支援が必要。	☆
② 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。	☆
③ 年金・手当等の受取り手続きが必要。	☆
④ 生命保険などの請求の手続きが必要。	□
⑤ 税金の申告が必要。	□
⑥ 賃貸借契約の手続きが必要。	□
⑦ 高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。	□
⑧ 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。	□
⑨ 借金をしたり、他人の保証人になってしまう。	□
⑩ 借金の整理、ローンの返済が必要。	□
⑪ 遺産相続の手続きが必要。	□
⑫ 裁判所の手続きが必要。	□
3. 本人の身上保護について、どちらの項目が該当しますか？	
① 福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。	☆
② 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。	□
留意事項	

ガイドラインの1～3の質問に

- ▶ △だけに✓がある場合は、**任意後見制度**の利用をご検討ください。
- ▶ ☆だけに✓がある場合は、**日常生活自立支援事業**でも対応可能です。
- ▶ □に✓がある場合は、**成年後見制度**の利用をご検討ください。

※判断に迷う場合は、権利擁護センター、成年後見センターへ相談してください。

成年後見人等に依頼する具体的な支援内容の整理

本人に合った成年後見人等を選任してもらうためには、後見等開始の申立てにおいて、本人に今どのような支援が必要か、今後どのような支援が想定されるかを整理し、家庭裁判所へ的確に伝えることが大切な作業になります。ガイドラインにあるチェック項目や次の項目を参考にしながら、具体的な支援内容の整理をしてください。なお、本人の基本情報も大切な検討材料となります。

成年後見制度の利用が必要だと思われる状況

● 本人の課題（必要な支援）

（不動産関係）

- 本人の不動産（自宅、畑など）を売る、貸す、増改築する
- 他人の不動産（土地など）を買う・（アパートを）借りる、住居等の購入をする
- 本人の動産（車や貴金属など）の処分

（預貯金等金融関係）

- 預貯金及び出資金に関する金融機関等との取引（口座開設、解約など）
- 証券取引、信託取引など

（保険に関する事項）

- 保険契約の締結、変更、解除
- 保険金及び賠償金の請求

（手続き）

- 本人の収入を受領すること及びその手続き（年金や手当の申請等）など
- 本人の支出及びその手続き（家賃、公共料金等）など
- 携帯電話やインターネットの情報通信に関する契約など
- 債権の回収や債務の弁済など
- 相続に関すること
- 介護保険サービス利用の契約、病院への入院に関する契約など
- 税金に関する手続き、登記など行政機関の手続きなど



● 本人の親族関係

- 親族などの支援者がいない、いても高齢・遠方である

整理する上で参考となる情報

● 本人の収支状況、財産状況

● 今後予想される後見事務、必要と思われる権限

● 制度利用についての本人の意向

● 本人の基本情報

- 性別、年代、居住地域、疾病・障害、判断力の程度、身体状況、住居の状況、経済状況
- 親族の状況や支援体制 ・ 本人の生活歴 ・ 本人の生活全般への意向・希望
- 選好・価値観、強み

※成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることはできませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決可能な場合もあります。

Ⅲ. 法定後見制度

法定後見制度の内容

法定後見制度は判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分類されています。

その類型ごとに成年後見人等の仕事や権限（代理権・同意権・取消権）の範囲、手続きにおける本人の同意の要否は異なります。

		後 見	保 佐	補 助
	本 人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
	保 護 者	成年後見人	保 佐 人	補 助 人
	監 督 人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
要件	対 象 と な る 方	判断能力が欠けているのが 通常の状態の方 例) 日常的な買い物も自分 ではできない	判断能力が著しく不十分な方 例) 日常的な買い物は出来 るが、重要な財産行為はで きない	判断能力が不十分な方 例) 重要な財産行為は、誰 かに援助してもらう必要が ある
開始の 手続き	申立てが できる方	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官など 市長村長（老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律51条の11の2）		
	本人の同意	不 要		必 要
代理権 (※1)	付与の対象	原則としてすべての法律行 為	申立ての範囲内で与えられ た法律行為	申立ての範囲内で与えられ た法律行為
	本人の同意	不 要	必 要	
同意権 (※2)	付与の対象	—	民法13条1項(※3) 所定の 行為、申立ての範囲内で与 えられた法律行為	民法13条1項(※3) の範囲 内で、かつ申立ての範囲内 で与えられた法律行為
	本人の同意	—	不 要	必 要
取消権 (※2)	付与の対象	成年被後見人の行った法律 行為全般（日常生活に關する 行為は除く）	同意を得なければならない 行為について、同意を得ず に行った行為	同意を得なければならない 行為について、同意を得ず に行った行為
	取消権者	本人・成年後見人	本人・保佐人	本人・補助人

代理権(※1)

代理権とは、本人に代わって契約等の法律行為を行う権限です。保佐・補助の場合は、与えられた代理権の範囲で行うことができます。本人に契約能力がなくても、本人に代わって施設などと入所契約を結んだり、入所費用の支払いをしたり、他の相続人と遺産分割協議をしたり、不動産を売却したりすることです。

なお、結婚・離婚・養子縁組などの身分行為には代理権はありません。

同意権・取消権(※2)

同意権は、本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか確認し、問題がない場合に同意する権限です。

取消権は、そのような同意を受けずに、被保佐人や被補助人が不利益な契約を行った場合、取り消す権限です。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消せません。

民法13条1項の行為(※3)

- ①貸金の元本の返済を受けたり、預貯金の払い戻しを受けたりすること
- ②金銭を借り入れたり、保証人になること
- ③不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること
- ④民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること
- ⑤贈与すること、和解・仲裁合意をすること
- ⑥相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること
- ⑦贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件が付いた贈与や遺贈を受けること
- ⑧新築・改築・増築や大修繕をすること
- ⑨一定の期間を超える賃貸借契約をすること

申立てをすることができる人

- 本人、配偶者、4親等内の親族
- 市町村長、検察官
- 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人 など

申立てをするところ

- 本人が実際に住んでいるところ（住民票上の住所ではありません）を管轄する家庭裁判所に申立てをします。

手続きの流れ

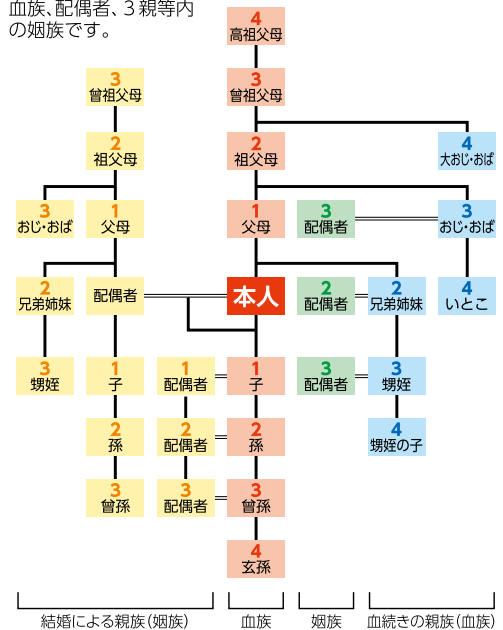
- 15ページ参照

市町村長申立て

- 本人が申立てをできる状態ではなく、配偶者、4親等内の親族がいない場合、居ても遠方にいる、あるいは申立てることを拒否しているなどの場合は、本人の福祉を図るために、本人が居住する地域の首長（市区町村長）が制度利用を申し立てることができます。（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）
- ▶ 南アルプス市在住で申立人が探せない場合などは、権利擁護センターへご相談ください。

4親等内親族の図

※「親族」とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族です。



成年後見人等の選任（法定後見制度）

成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族（親族後見）以外にも、申立ての際に、本人に法律上または生活面での課題がある、本人の財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合は、弁護士、司法書士、社会福祉士など、成年後見人等の職務や責任についての専門的な知識を有する専門職（専門職後見）が選任されることもあります。また、福祉関係の法人（法人後見）や養成研修を積んだ市民（市民後見）が選任されることもあります。

申立て前の確認事項

- ① 成年後見制度は精神上の障害がある方が対象です。
（本人の障害が身体的なものだけの場合、また単なる浪費などの場合は、法定後見制度の対象になりません）
- ② 手続きにはある程度の時間がかかります。（スムーズな場合でおおむね2～3か月程度）
- ③ 法定後見人は、最終的に家庭裁判所がふさわしい人を選任するため、申立人が希望する人が選任されるとは限りません。
- ④ 成年後見人等の責任は、判断能力が回復するか、通常は本人が死亡するまで続きます。申立てのきっかけとなった問題が解決した後も続きます。
- ⑤ いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取下げをすることができませんのでご注意ください。

成年後見制度（法定後見制度・任意後見制度）にかかる費用・助成

① 申立費用（法定後見制度）

	名 称	取 得 先	金 額
事前準備で 必要な費用	申立人の「戸籍謄本(全部事項証明書)」	本籍地市区町村役場	450円
	本人の「戸籍謄本(全部事項証明書)」	本籍地市区町村役場	450円
	本人の「住民票」又は「戸籍の附票」	住所地又は本籍地市区町村役場	300円
	本人の「登記されていないことの証明書」	法務局	300円
	候補者の「住民票」又は「戸籍の附票」	住所地又は本籍地市区町村役場	300円
	診断書	医療機関	3,000～5,000円程度
家庭裁判所に 納める費用 (※金額は消費税の増税等により変更される場合があります。)	収入印紙（申立費用） ▪ 後見開始…………… 800円 ▪ 保佐・補助開始 + 代理権付与 …… 1,600円 ▪ 補助開始 + 同意権付与 …… 1,600円 ▪ 補助開始 + 代理権付与 + 同意権付与 …… 2,400円		800～2,400円
	収入印紙（登記嘱託費用）		2,600円
	郵便切手 4,020円（500円×6枚、84円×10枚、20円×5枚、10円×5枚、5円×4枚、1円×10枚）		4,020円
	鑑定料（必要がある場合）		3～10万円程度

合計 約15,000円（鑑定がある場合は、鑑定料がプラスされます。）

※住民票や戸籍謄本発行手数料は市町村によって異なります。

※申立人の戸籍謄本は、本人との関係で申立てができる人が確認する資料となりますので、本人との関係がわかるまでのものが必要となります。

※診断書を作成する医師は、精神科等専門医でなくても構いません。所定の記載事項を記入できる内科等のかかりつけ医に依頼できます。

※鑑定省略の場合、鑑定料はかかりません。

※原則として、申立費用は申立人の負担となります。ただし、申立費用を本人負担とする旨の上申書を提出した場合、家庭裁判所が本人の負担とする審判をすることがあります。



② 申立ての代理及び申立書類作成委託料

本人や配偶者、4親等内の親族で申立てや申立書類の作成が困難な場合は、**弁護士**や**司法書士**に有料で依頼することもできます。ただし、依頼する弁護士・司法書士によって費用は異なりますので、依頼する弁護士・司法書士に事前にご確認ください。上記①の「申立費用」は別途必要な場合もあります。

③ 後見人等に対する報酬（法定後見制度・任意後見制度）

報酬は、成年後見人等がその職についてから約1年経過後に、家庭裁判所に「報酬付与の申立て」を行い審判で決定されます。

報酬額は、対象期間中の後見等の事務内容や被後見人等の財産の内容等を考慮して家庭裁判所が決定をし、**本人の財産の中から支払われる**ことになります。なお、成年後見人等が複数の場合は、分掌事務の内容に応じて按分されます。また、親族であっても報酬付与の申立てをすることはできますが、報酬を望まない場合は申立てをする必要はありません。

任意後見人の報酬額や支払い方法は、法定後見制度と異なり、家庭裁判所ではなく任意後見契約の中で定められます。ただし、任意後見監督人については、家庭裁判所が審判によって報酬額を決定します。

なお、南アルプス市における市民後見人は、報酬付与の審判申立てを行うことを前提としています。

成年後見人等の報酬額

★下記の金額はあくまでも目安であり、実際の金額は家庭裁判所が決定します。

【基本報酬】

管理財産の種類、事務の難易、監護の程度、事務の遂行状況により、報酬額を修正する場合があります。

ア. 成年後見人、継続管理行為を行っている保佐人、補助人

管理財産額	基本報酬額
1,000万円未満	月額 1万～2万円
1,000万円以上～5,000万円未満	月額 2万5,000円～3万円
5,000万円以上	月額 4万～5万円

イ. 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人

管理財産額	基本報酬額
5,000万円未満	月額 1万～1万5,000円
5,000万円以上	月額 2万

ウ. ア以外の保佐人・補助人、任意後見監督人

管理財産額	基本報酬額
—	月額 1万

エ. 任意後見人

管理財産額	基本報酬額
—	本人との契約により決定

【付加報酬】

成年後見人等の後見等事務において、特別な権利の行使、権利の存否の確定や財産の換価等を行い、被後見人の財産を増加させた場合又は減少を免れた場合には、相当額の報酬を付加されることがあります。

(例) 訴訟、遺産分割調停、不動産の任意売却 など

本人の財産状況から報酬を負担することが困難な場合は、「成年後見制度利用支援事業」の助成を受けることができます。

成年後見申立て・報酬にかかる費用の立替・助成

民事法律扶助（費用の立替）

経済的にお困りの方については、日本司法支援センター（法テラス）において、申立費用や弁護士等への申立書作成委託料などの立替えを行う「民事法律扶助」の制度を利用できる場合があります。

日本司法支援センター 法テラス

- 法テラス・サポートダイヤル …0570-078374（月～金曜日9：00～21：00 土曜日9：00～17：00）
- 法テラス山梨……………0570-078326（月～金曜日9：00～17：00、祝日を除く）
〒400-0032 甲府市中央1-12-37 IRIXビル1F・2F

成年後見制度利用支援事業（申立費用・報酬助成） ※南アルプス市

本人等の財産状況から申立費用や後見人等報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成することで、成年後見制度の利用促進を図る事業です。

要件区分	助成区分	審判請求費用の助成	報酬に係る助成
申請者	◎申立人		◎被後見人等 （後見人等の代理申請が可能）
申請時期	後見等開始審判の申立て時		報酬付与の審判決定後
助成対象となる経費	◎審判請求費用 ①申立手数料（収入印紙代） ②登記手数料（収入印紙代） ③郵便切手代 ④鑑定費用 ⑤申立書の添付書類の取得費用 （診断書や戸籍謄本など申立書の添付書類の取得に要する費用） *①～④は家庭裁判所に実際に支払う費用		◎後見人等の報酬 ◎後見監督人等の報酬 * 家庭裁判所が審判した額 * 上限は、施設に入所している場合は月額18,000円、その他の場合は月額28,000円 * 後見人等及び後見監督人等が親族（本人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）である場合は助成対象となりません * 被後見人等死亡後は、遺留金等で不足する額
助成対象となる要件	被後見人等が下記に該当する場合に助成の対象となります。 （1）南アルプス市内に住所を有する方又は南アルプス市の措置若しくは給付決定等により市外の施設を利用している方 （2）預貯金、現金及び有価証券、生命保険等の売却又は解約により得られる額から家事事件手続法に基づき家庭裁判所が決定した報酬額又は家庭裁判所の審判の請求に要する費用を減じて得た額が30万以下の方。		
申請先・問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 南アルプス市役所介護福祉課（282-7347） ▪ 障がい福祉課（282-6197） 		

法定後見制度の手続きの流れ

1. 検討

誰が申立てをするか検討します

【申立てをすることができる人】（11ページ参照）

- 本人、配偶者、4親等内の親族
- 市町村長、検察官
- 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人など

後見人等候補者を検討します

【成年後見人等になれる人】

- 本人の親族
- 法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士など）
- 法人（社会福祉法人、NPO法人など）
- 市民後見人 など

【成年後見人等になれない人】（欠格事由）

- ① 未成年者
- ② 成年後見人等を解任された人
- ③ 破産者で復権していない人
- ④ 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子
- ⑤ 行方不明である人

※申立て時に適切な後見人等候補者がいない場合は、家庭裁判所が適任者を選任します。

※権利擁護センターで後見人等候補者の調整を行う場合もあります。（7ページ参照）

※後見人等候補者を複数選ぶことも可能です。

※「申立て前の確認事項」（11ページ）をよくお読みいただいたうえでご検討ください。

2. 申立て準備

申立てに必要な書類を準備します

① 申立書類の入手（手続き案内）

家庭裁判所後見係で成年後見制度の説明を受け、「成年後見申立てセット」（様式、記入例等）を取得します。
▶ 甲府家庭裁判所ホームページからダウンロードも可能です。
※南アルプス市成年後見センターでもご説明のうえ配付しています。

② 本人情報シートを取得

- 「成年後見申立てセット」に入っている様式で、本人をよく知る福祉関係者（ケアマネジャーやケースワーカー等）に「本人情報シート」の記入を依頼します。
 - 作成された「本人情報シート」をコピーし、原本は、診断書の作成を依頼する際に医師に提供します。
- ※本人情報シートが準備できなくても、診断書の作成を依頼することはできます。

③ 診断書の取得

「成年後見申立てセット」に入っている様式で、医師に手引き、記載例とあわせて「診断書」「診断書付票」を渡し、「診断書」の作成を依頼します。その際、本人情報シートも渡します。
また、申立て後に精神鑑定が必要となった場合の鑑定の引受けの可否のため「診断書付票」の記入を依頼します。

【診断書作成費用】

3,000～5,000円程度（医療機関によって異なります）
※医師は精神科等専門医でなくても構いません。

CHECK! 支援方法

* 支援者

- 本人の支援に必要な内容の整理
- 本人の支援に適切な候補者の検討・提案

* 権利擁護センター、成年後見センター

- 利用検討段階の相談
- 候補者調整

CHECK! 支援方法

* 支援者

- 申立てセットの入手方法を説明
- 医師に本人状況を提供するための本人情報シートの記入（19ページ参照）
- 医療機関に診断書作成の協力依頼
- 必要に応じ、受診や通院介助の調整

* 権利擁護センター、成年後見センター

- 制度概要説明のうえ、申立てセットの配付
- 手続き方法について説明

3. 申立て

④申立書の作成及び添付書類の準備
申立てに必要な書類一覧(17ページ)を参照し、書類の準備をします。

※取り寄せた診断書の意見を参考に、後見・保佐・補助のいずれに該当するかを確認します。

※申立てに必要な費用は12ページ参照

※原則として申立費用は申立人の負担です。申立費用を本人負担とする旨の上申書を提出した場合、家庭裁判所が認める場合があります。

申立書等一式を提出します

本人が実際に住んでいるところ(住民票上の住所ではありません)を管轄する家庭裁判所に申立書等一式を提出します。
※南アルプス市は甲府家庭裁判所

面談予約

家庭裁判所に申立人、後見人等候補者、(出席が可能であれば)本人との面談の予約をします。

4. 審問・調査・鑑定

調査(面談)

家庭裁判所が、本人の状況や親族の意向など詳しい事情を関係者から聴取します。また、補助の場合や代理権・同意権を付与する申立てをした場合、申立てに対する本人の同意を確認します。

外出が困難な場合は、家庭裁判所から担当者が訪問して面談します。

鑑定

後見・保佐の申立てをする場合、本人の判断能力についてより正確に把握する必要があるときは、医師による精神鑑定を行うことがあります。

CHECK! 支援方法

* 権利擁護センター、
成年後見センター・支援者

- 申立類型・支援内容の検討
- 申立書記載例に基づき説明

* 弁護士・司法書士

- 申立書類作成(有料)

CHECK!

支援方法

* 支援者

- 必要な場合は、面談に同席

* 成年後見センター

- 後見人等候補者が市民後見人の場合は、面談に同席

5. 審判・登記

審判

家庭裁判所が成年後見人等の選任をします(審判書が、申立人、本人、後見人等に通知されます)。成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

審判確定

後見人等が審判書を受領後、**2週間以内に不服申立て**がなかった場合、審判が確定します。審判に不服がある本人、配偶者、4親等内の親族(申立人を除く)は、この2週間の間に不服申立て(即時抗告)の手続きをとることができます。ただし、誰を後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

後見登記

確定後、家庭裁判所から東京法務局に後見登記の登録を依頼します。確定から**10日前後で登記完了**となります。法務局で「登記事項証明書」を取得し、ここから後見人としての活動がスタートします。

事務報告書(初回)の提出

後見人等は審判が確定してから1か月以内に家庭裁判所へ事務報告書(初回)、財産目録及び本人収支表を提出します。

登記されていないことの証明書の取得

【交付請求できる方】

本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等(運転免許証など本人確認できる資料の提示・提出が必要)

【証明書交付手数料】

登記されていないことの証明書 1通 300円
登記事項の証明書 1通 550円

【窓口での請求】

甲府地方法務局で交付を受けることができます(下記持参)。

- 請求者の本人確認できる資料
- 請求者の印鑑
- 親族関係を証する戸籍謄本や住民票(配偶者や4親等内の親族の場合)

【郵送での請求】

東京法務局あて下記の書類を郵送し交付請求します(約1週間~10日程度かかります)。

- 申請書(収入印紙(手数料)を貼る)
- 請求者の本人確認できる資料のコピー
- 親族関係を証する戸籍謄本や住民票(配偶者や4親等内の親族の場合)
- 返信用の封筒(切手を貼り、あて名を記載した長3サイズの封筒)

※申請書は東京法務局のホームページからダウンロードできます。

【申請書送付先】

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎4階
東京法務局民事行政部後見登録課

申立てに必要な書類一覧

種 類	名 称	
申 立 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診断書（裁判所で定めた書式のもの）・診断書付票 ■ 本人情報シート（コピー）（本人に関わりのある福祉関係者が既にいる場合） ■ 後見・保佐・補助 開始等申立書 ■ 代理行為目録（保佐・補助の場合） ■ 同意行為目録（補助の場合） ■ 同意書（保佐・補助の場合） ■ 申立事情説明書 ■ 親族関係図 ■ 親族の意見書 ■ 後見人等候補者事情説明書 ■ 財産目録（申立時点で判明している本人の全財産） ■ 相続財産目録（遺産分割未了の相続財産がある場合） ■ 収支予定表 	
添 付 書 類	(本人の)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 戸籍謄本（全部事項証明書） ※本人と申立人の親族関係がわかる戸籍謄本が必要 ■ 住民票（世帯）又は戸籍の附票 ■ 登記されていないことの証明書
	(候補者の)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民票（世帯）又は戸籍の附票
本人についての資料	【財産関係】	
	(1)不動産	■ 不動産登記事項証明書 ※財産目録に不動産の記載がある場合
	(2)預貯金	■ 通帳のコピー (通帳の名義人と最終残高が分かるページまでの写し)
	(3)有価証券	■ 証券（取引残高明細書）のコピー ※保有する有価証券等がある場合
	(4)保険	■ 保険証券のコピー ※契約している保険等がある場合
	(5)負債	■ 負債の具体的な内容を示す資料のコピー
	(6)収入	■ 年金通知のコピー ■ 確定申告書のコピー ■ その他
(7)支出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療費や施設利用料の領収書のコピー（直近1か月分） ■ 税金・社会保険の納付通知書のコピー ■ 請求書等のコピー ■ その他 	
裁判所に納める費用 (※金額は消費税の増税等により変更される場合があります。)	■ 収入印紙 (申立費用)	後見・保佐・補助開始 800円 同意権付与800円 代理権付与800円
	■ 収入印紙 (登記嘱託費用)	2,600円
	■ 郵便切手	500円×6枚 84円×10枚 20円×5枚 10円×5枚 5円×4枚 1円×10枚
	■ 鑑定料 (必要がある場合)	3～10万円程度

「診断書」と「本人情報シート」

成年後見制度開始の申立てにあたって、支援者の皆さんの役割として、「本人情報シート」の作成と主治医等の医師へ「診断書」の作成依頼があります。この2つの資料は、本人に合った類型で成年後見制度の利用を開始するためにも重要なものとなります。

「診断書」の位置づけ

成年後見制度の利用開始に当たっては、家庭裁判所へ申立書とともに、本人の精神の状態について記載された医師の「診断書」を提出することになっています。後見及び保佐については、原則として医師等の鑑定を必要とするとされていますが、「診断書」の記載等から明らかに必要がないと認められる場合には鑑定は不要とされています。なお、「鑑定」とは、本人の判断能力を医学的に判定するための手続きです。家庭裁判所は提出された診断書の記載や親族等からの聴取内容等の資料を勘案して鑑定の可否を検討します。

「本人情報シート」の位置づけ

「本人情報シート」は、日頃から本人を支援している福祉関係者が、本人の生活状況等に関する情報を記載するための資料です。このシートは、「診断書」を作成する医師に提供し、医学的診断の際の資料となります。また、家庭裁判所にも提出され、裁判官が審理をする際の資料としても活用されます。本人の生活を支える福祉関係者から、日常及び社会生活に関する客観的な情報や本人の生活上の課題を医師へ伝えることで、よりの確に判断しやすくなるのではないかとすることで平成31年4月から導入されました。

「本人情報シート作成の手引」「本人情報シート記載例」は、「成年後見申立てセット」に同封されています。詳細が書かれていますので、よく確認しながら作成してください。

なお、19ページから「成年後見申立てセット」に同封されている「本人情報シート記載ガイドライン」を掲載していますので参考にしてください。

なお、「診断書」の作成、及び「鑑定」をする場合の鑑定人は、精神科医である必要はありません。通常、「診断書」は、家庭裁判所の様式の記載事項を記入できる主治医、かかりつけ医に依頼することになっています。また、「診断書」を作成した医師に「鑑定」を依頼できるか確認する書類として、「診断書付票」を提出することになります。

参考

「診断書」にある「3 判断能力についての意見」は、申立人が裁判所にどのような申立て（類型）をするのかの参考とすることが想定される項目です。次のような内容ですので、参考にしてください

3 判断能力についての意見

- 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。 ← **補助**
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。 ← **保佐**
- 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。 ← **後見**

（意見）※ 慎重な検討を要する事情等があれば、記載してください。

本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人
氏 名： _____
生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

作成者
氏 名： _____ 印
職業(資格)： _____
連 絡 先： _____
本人との関係： _____

1 本人の生活場所について

- 自宅（自宅での福祉サービスの利用 あり なし）
- 施設・病院
 - 施設・病院の名称 _____
 - 住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について

- 介護認定（認定日： _____ 年 _____ 月）
 - 要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）
 - 非該当
- 障害支援区分（認定日： _____ 年 _____ 月）
 - 区分（1・2・3・4・5・6） 非該当
- 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 _____）（判定 _____）
- 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

- 支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要
- （今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について

- 日によって変動することがあるか： あり なし
- （※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。
エの項目は裏面にあります。）

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- 意思を他者に伝達できる 伝達できない場合がある
- ほとんど伝達できない できない

イ 日常的な行為に関する理解について

- 理解できる 理解できない場合がある
- ほとんど理解できない 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- 記憶できる 記憶していない場合がある
- ほとんど記憶できない 記憶できない

- 本人情報シートの作成者が親族等の第三者に「本人情報シート」による個人情報の提供を行う場合は、個人情報保護の観点から、本人の同意を得るなど、作成者において適用される法令に沿った情報の取扱いを行うよう留意していただく必要があります

1 本人の生活場所について

- 現在、本人が自宅で生活しているか、施設（グループホーム、サービス付住宅を含む。）又は病院で生活しているかをチェックしてください。施設又は病院で生活している場合は、施設又は病院の名称・住所も記載してください。
- 自宅での福祉サービスの利用については、訪問介護のほか、デイサービス、ショートステイなどを利用しているときは、「あり」にチェックしてください。

2 福祉に関する認定の有無等について

- シートに記載されている認定を受けている場合には、該当欄にチェックしてください。
- 認定日欄には、最終判定年月を記載してください。

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

- 食事、入浴、着替え、移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお、自宅改修や福祉器具等を利用することで他者の支援なく日常生活を営むことができている場合には、「支援の必要はない」にチェックしてください。
- 現在の支援体制が不十分な場合等で、今後、支援の方法、内容等を変更する必要がある場合には、その内容を自由記載欄に簡潔に記載してください。

(2) 認知機能について

- ア～エの各項目について、該当する欄にチェックを入れてください。なお、本人の状態に変動がある場合には、良い状態を念頭にチェックしていただき、状態が良くない場合で支援を必要とする場面については(3)に記載してください。

- ここでいう「日常的な行為」とは、食事、入浴等の日課や来訪する福祉サービス提供者への対応など、概ね本人の生活環境の中で行われるものが想定されています。ア～エの各項目についての選択基準は、以下のとおりです。

・アについて

- 意思を他者に伝達できる → 日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる場合
- 伝達できない場合がある → 正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題が生じる場合
- ほとんど伝達できない → ごく単純な意思（空腹である、眠いなど）は伝えることはできるものの、それ以外の意思については伝えることができない場合
- できない → ごく単純な意思も伝達できないとき

(※ 発語面で障害があっても、非言語的手段で意思が伝達できる場合には、「伝達できる」とする。)

・イについて

- 理解できる → 起床・就寝の時刻や、食事の内容等について回答することができる場合
- 理解できない場合がある → 上記の点について、回答できるときとできないときがある場合
- ほとんど理解できない → 上記の点について、回答できないときが多い場合
- 理解できない → 上記の点について、基本的に回答することができない場合

・ウについて

- 記憶できる → 直前にしていたことや示したものなどを正しく回答できる場合
- 記憶していない場合がある → 上記の点について、回答できるときとできないときがある場合
- ほとんど記憶できない → 上記の点について、回答できないときが多い場合
- 記憶できない → 上記の点について、基本的に回答することができない場合

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している
- 認識できていないところがある
- ほとんど認識できていない
- 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について

- 支障となる行動はない
 - 支障となる行動はほとんどない
 - 支障となる行動がときどきある
 - 支障となる行動がある
- (行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上
- 月1回以上
- 月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる
- 特別な場合を除いてできる
- 日常的に困難
- できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している
 - 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
 - 親族又は第三者が管理している
- (支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。
 - 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
 - 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
 - その他
- (上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

・エについて

- 正しく認識している → 日常的に顔を合わせていない家族又は友人等についても、会えば正しく認識できる。
- 認識できていないところがある → 日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識できるが、それ以外は難しい。
- ほとんど認識できていない → 日常的に顔を合わせている家族又は友人等と会っても、認識できないことが多い。
- 認識できていない → 日常的に顔を合わせている家族又は友人・知人と会っても、基本的に認識できない。

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について

- 行動障害とは、社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動をいいます。このような行動の頻度に応じて、該当する欄にチェックを入れてください。
- また、そのような行動障害があり、社会生活上、一定の支援を必要とする場合には、その行動の具体的な内容や頻度について自由記載欄に記入してください。また、必要とされる支援方法等についても、分かる範囲で記載してください。

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 本人が日常的にどの程度、社会・地域との接点を有しているのかを確認する項目です。介護サービスの利用、買い物、趣味活動等によって社会・地域と交流する頻度を記入してください。
- なお、身体的な障害等により、外出は困難ではあるものの、家族や友人の来訪など、自宅等で関係者と社会的接点を持った活動をしている場合には、それも含めて回数を回答してください。

(5) 日常の意思決定について

- 日常の意思決定とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定できる能力をいいます。項目についての選択基準は、以下のとおりです。なお、特定の事項あるいは場面において本人の意思決定に支障が生じるといった事情があるときは、4項に記載してください。
- できる → 毎日の暮らしにおける活動に関して、あらゆる場面で意思決定できる。
- 特別な場合を除いてできる → テレビ番組や献立、服の選択等については意思決定できるが、治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。
- 日常的に困難 → テレビ番組や献立、服の選択等についてであれば意思決定できることがある。
- できない → 意思決定が全くできない、あるいは意思決定できるかどうか分からない。

(6) 金銭の管理について

- 金銭の管理とは、所持金の支出入の把握、管理、計算等を指します。項目についての選択基準は、以下のとおりです。
- 本人が管理している → 多額の財産や有価証券等についても、本人が全て管理している場合
- 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している → 通帳を預かってもらいながら、本人が自らの生活費等を管理している場合
- 親族又は第三者が管理している → 本人の日々の生活費も含めて、第三者等が支払等をして管理している場合

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

- 現在または今後、本人が直面する生活上の課題を記載してください（例えば、介護・支援体制の変更の検討や、訴訟、遺産分割等の手続に関する検討などがこれに当たります。）。

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 成年後見制度の利用について本人に説明した際の利用に關する本人の認識（知っている、知らない、理解できない）を記載してください。
- 上記チェックボックスを選択した理由や、本人が制度利用に反対しているなどの背景事情がある場合には、分かる範囲で記載してください。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

- 成年後見制度の利用によって、日常・社会生活上の課題にどのように対応していくことが望ましいのかについて、御意見があれば記載してください。

IV. 任意後見制度

任意後見制度の内容

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。任意後見契約は、定められた様式の公正証書で締結し、契約内容が法務局に登録されます。任意後見人には同意権・取消権はなく、代理権のみが与えられる点で法定後見制度とは異なります。

任意後見契約は、本人の判断能力が低下し、家庭裁判所に申立て、本人の任意後見監督人が選任されて初めて効力が生じます。したがって、本人の判断能力が低下したときに、確実に申立てを行ってもらえるようにしておくことが重要です。なお、任意後見と法定後見の併用はできず、自己決定を尊重する理念から原則として任意後見は法定後見に優先します。

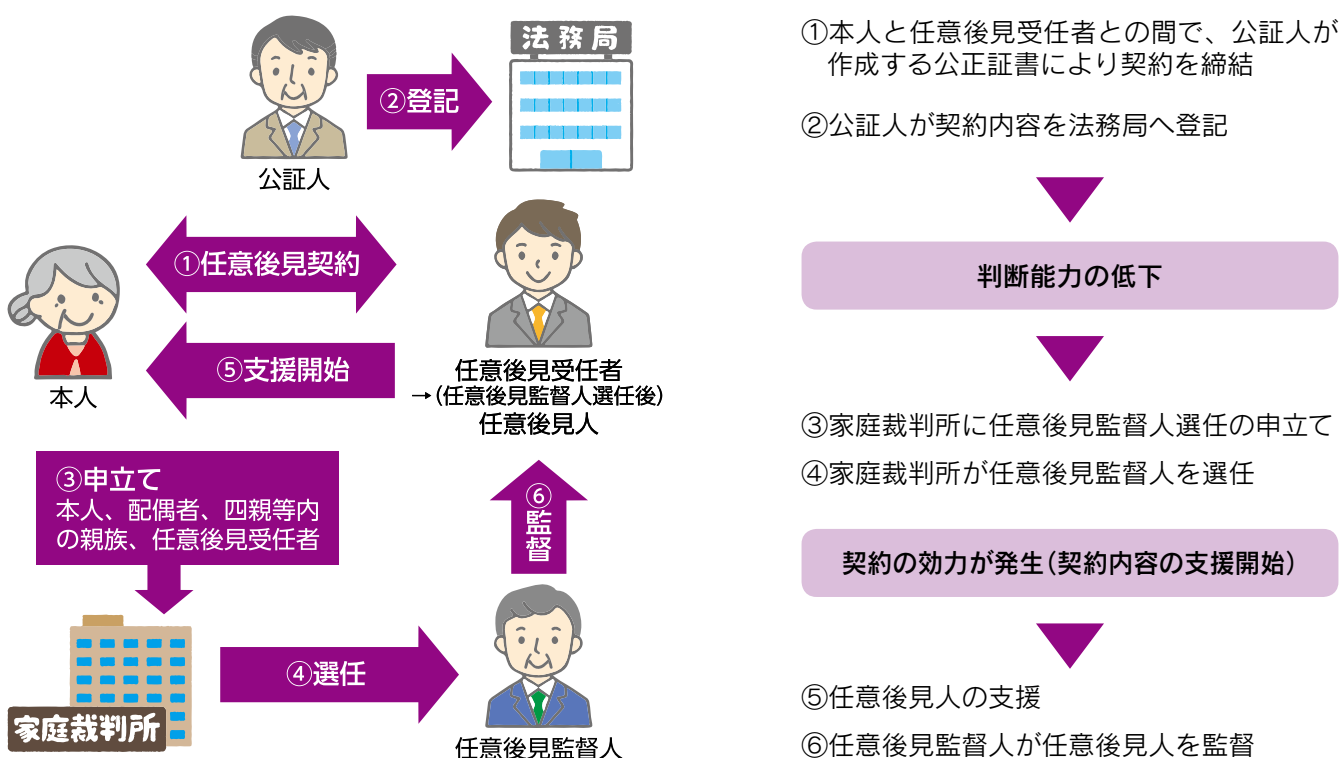
なお、任意後見人と任意後見監督人に対する報酬については、「後見人等に対する報酬」（13ページ）を参照してください。

任意後見には、3つの利用形態「即効型」「移行型」「将来型」があります。

- **即効型** …… 本人の判断能力が多少低下していても（法定後見という補助くらい）任意後見契約は可能です。そのような場合、任意後見契約を結んだあとすぐに本人等が申立てをし、任意後見監督人を選任し、任意後見契約を開始する利用形態です。
- **移行型** …… 判断能力があるうちから必要な事務をお願いしておきたい場合は、任意後見契約と同時に財産管理委任契約などを結びます。つまり、判断能力低下前は委任契約、判断能力低下後は任意後見契約によって事務を行っていく利用形態です。
- **将来型** …… 判断能力があるうちは特に何もしないもので、判断能力が低下した時点で効力を発生させる利用形態です。

このほか、死後の事務（葬儀や埋葬や永代供養の手配など）を依頼する場合は、任意後見契約と一緒に「死後事務委任契約」をしておくこともできます。

任意後見制度の流れ



任意後見制度と手続きの流れ

本人の判断能力が不十分になった場合

1. 検討

任意後見人をお願いする人を検討します

【任意後見人になれる人】

成人であれば、だれでも任意後見人になることができます。親族を始め、知人や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家、社会福祉法人などの法人を任意後見人にすることもできます。

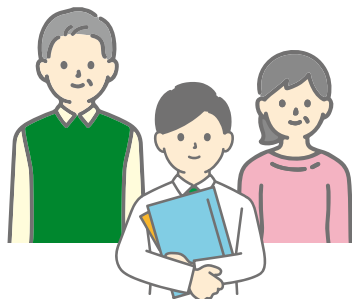
任意後見受任者に委任する内容を決めます

本人と任意後見受任者（将来任意後見人になる人）との話し合いにより、委任する内容を決めます。

本人の判断能力がなくなっても委任する内容は有効となります。

【委任する内容等】

- 財産管理に関すること
- 身上保護に関すること
- 任意後見人に支払う報酬（金額は本人との契約により決定します） など



2. 契約

任意後見契約の締結

本人と任意後見受任者が公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。

病気等で公証役場に行けない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です(出張費別途有料)。

【必要な書類】

- ① 戸籍謄本（本人）
- ② 住民票（本人・任意後見受任者）
- ③ 印鑑登録証明書（本人・任意後見受任者）
- ④ その他（診断書や財産目録等が必要な場合があります）

※法人の場合は、印鑑登録証明書、登記事項証明書が必要となります。

【任意後見契約にかかる費用】 約15,000円

- ① 公正証書作成の基本手数料 11,000円
- ② 登記嘱託手数料 1,400円
- ③ 法務局に納付する印紙代 2,600円
- ④ その他（証書代、登記嘱託書郵送用切手代など）

任意後見契約の登記

公正証書により任意後見契約を結ぶと、誰が誰にどのような代理権を与えたかという契約内容が、公証人の嘱託により法務局に登録されます。登記が完了すると、任意後見受任者の氏名や代理権の範囲などを記載した「登記事項証明書」を取得することができます。

CHECK!

本人の判断能力の低下を適切に判断するために…

適切な時期に任意後見監督人の選任申立てを行うためには、定期的に本人と接触しその生活状況や健康状況を把握しておくことが必要です。日ごろ本人と交流がない人が任意後見受任者になった場合、本人の判断能力の低下を見逃さないよう見守り契約を同時に契約するなど注意と工夫が必要です。

見守り契約 (任意後見契約と併用)

支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活状況及び健康状態を把握して、任意後見の開始時期を判断してもらう契約です。任意後見契約と見守り契約を併用して利用することで、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てができるようになります。任意後見が始まると本契約は終了します。費用は、依頼する内容や人によって異なります。

財産管理 委任契約

自分の財産の管理やその他の生活上の事務について、代理権を与える人を選び、具体的な管理内容を決めて委任するものです。契約は、当事者間の合意のみで効力が生じ、開始時期や内容も自由に決めることができます。財産管理委任契約は、判断能力の低下がない場合に利用できます。費用は、依頼する内容や人によって異なります。

3. 申立ての準備

任意後見監督人の選任申立てに必要な準備をします

本人の判断能力が十分でなくなつたときに、任意後見人監督人選任の申立てをします。

なお、申立てをするにはあらかじめ本人の同意が必要です。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りではありません。

【申立てをすることができる人】

- 本人、配偶者、4親等内の親族
- 任意後見受任者 など

【申立てに必要な書類】

- ① 申立書
- ② 申立事情説明書
- ③ 親族関係図
- ④ 本人財産目録、本人収支予定表
- ⑤ 診断書・診断書付票
 - 本人情報シート
- ⑥ 本人戸籍謄本、住民票
 - 登記されていないことの証明書
- ⑦ 任意後見受任者住民票
- ⑧ 任意後見登記事項証明書
- ⑨ 任意後見契約公正証書の写し
- ⑩ 本人の財産や収支に関する資料
など

※ 任意後見監督人候補者がいる場合は、候補者の戸籍等が必要です。

※ 戸籍謄本などは原則3か月以内に発行されたものがが必要です。

【任意後見監督人選任申立てにかかる費用】

約6,000円（鑑定がない場合）

- ① 収入印紙 800円
- ② 登記嘱託手数料 1,400円
- ③ 郵便切手 4,040円

4. 申立て・面談・調査

申立書等一式を提出します

本人が実際に住んでいるところ（住民票上の住所ではありません）を管轄する家庭裁判所に申立書等一式を提出します。

※ 南アルプス市は甲府家庭裁判所

面談・調査

家庭裁判所は、申立人、任意後見受任者、本人、監督人候補者等と面談を行い、本人の状況など聴取し、申立事情の確認や本人の意見の確認をします。



5. 審判・登記

審判・確定

家庭裁判所が任意後見監督人を選任します（審判書が、申立人、本人、任意後見人、任意後見監督人に通知されます）。

後見登記

審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。

確定から10日前後で登記完了となります。

任意後見監督人が選任されたときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見契約の内容に基づいて支援をします。

任意後見人の職務について、任意後見監督人を通じて家庭裁判所に報告します。

公正証書遺言

公正証書遺言は、公証役場にて遺言内容を公証人に口授し、公証人が証書を作成します。

公証役場に出向くことが困難な場合は、公証人が出張して作成することも可能です。

また、遺言内容を確認する証人2人の立会いが必要ですが、適当な証人がいない場合は、公証役場で紹介してもらうこともできます。

証書の原本は公証役場に保管され、自筆証書遺言や秘密証書遺言のように家庭裁判所での検認は不要のためスムーズに遺産分割ができます。

死亡後に自分の希望を確実に施行してもらうために、遺言内容の手続きをすすめる「遺言執行者」を定めておくことが望まれます。

公正証書遺言を作成する場合の手数料は、相続財産の金額等によって異なります。

死後事務委任契約

成年後見人等や任意後見人の職務は、本人の死亡により終了します。

死後事務委任契約は、本人が亡くなったあとの諸手続き、葬儀、埋葬、家財の片づけなどの事務を第三者に委任するものです。きちんと契約が履行されるために、公正証書にする

のが望ましいといわれています。

費用は、依頼する内容や人によって異なります。

V. 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業の内容

日常生活自立支援事業は、利用者（本人）と社会福祉協議会（山梨県、南アルプス市）との三者契約（委任契約）により、本人の日常生活、福祉サービスの利用についての支援と、それに必要な金銭管理、書類等預かりをするものです。専門員が利用相談のうえ支援計画を作成し、それをもとに生活支援員が日常生活の相談・助言、情報提供、連絡調整、手続き等の同行、支払いの代行、金融機関の入出金代理等を行います。

福祉サービスの利用援助

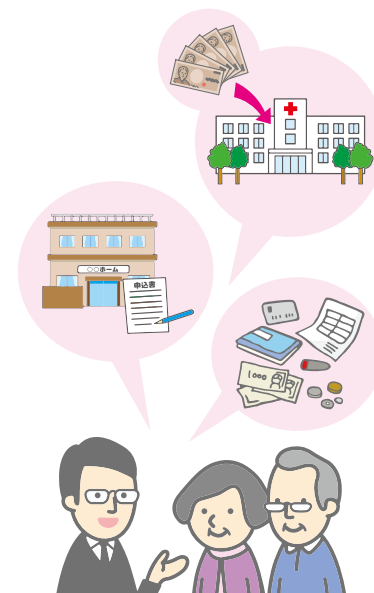
- 福祉サービスの利用、申込みや契約に関する相談援助
- 入所・入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き

日常的な金銭管理サービス

- 福祉サービス利用料、病院の医療費支払い代行
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き、公共料金の支払い手続き
- 預貯金の入出金等の手続き

書類等預かりサービス

- 日常的な金銭管理サービスで取り扱う通帳、印鑑、年金証書 等



この事業は、本人が契約内容や意味を理解できる判断能力が必要となり、契約締結についての本人の意思を十分に確認してから利用開始となります。また、代理権が金融機関の入出金のみと限定されており、手続きや契約を代理することはできません。

利用相談・問合せ

- 社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会 成年後見センター
TEL 055-283-8722

事業の違い 成年後見制度と日常生活自立支援

- 日常生活自立支援事業は本人の“契約能力”と“利用したいという意思”を必要としますが、成年後見制度は本人に判断能力がなくても利用できます。
- 日常生活自立支援事業では、福祉サービスの内容が理解できる場合は本人契約を支援することは可能ですが、内容が理解できず本人に代わって契約が必要な場合は日常生活自立支援事業の範囲を超える事項になるため、成年後見制度の導入が必要になります。
- 日常生活の支援だけでよければ日常生活自立支援事業、加えて相続や財産管理など法律行為に関する支援が必要な場合は成年後見制度となります。なお、日常生活自立支援事業における財産管理は日常生活の範囲内に限られています。また、取消権がないため悪徳商法の被害などによる対応については、限界があります。
 - 今は心配や不安なことなく生活しているけれど、将来のことを誰かにお願いしたい場合は、任意後見制度（任意後見制度）が利用できます

※詳細については「成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要」（27ページ）をご確認ください。

成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要

	成年後見制度		日常生活自立支援事業
	法定後見制度	任意後見制度	
概 要	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の、財産管理や身上監護等を成年後見人等が行うことで、本人の意思を尊重し、法律面や生活面で支援する。	十分な判断能力がある人が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に財産管理や身上監護等について代理権を与える契約を公正証書によって締結する。	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう支援する。
所 官 庁	法務省	法務省	厚生労働省
法的根拠	民法、家事事件手続法等	任意後見契約に関する法律	社会福祉法、厚生労働省通知等
対 象 者	精神上の障害により判断能力が <ul style="list-style-type: none"> ┌ 欠く状態にある人＝後見 ├ 著しく不十分な人＝保佐 └ 不十分な人＝補助 	判断能力が十分な人	精神上の理由により判断能力が不十分な人（契約ができる程度） ※手帳等の保持者に限らない
支 援 者	成年後見人・保佐人・補助人（必要に応じ監督人を選任） ※複数可	任意後見人（申立てにより任意後見監督人が選任されると権限が与えられる）	南アルプス市社会福祉協議会（成年後見センター）専門員及び支援員
手 続	家庭裁判所に申立て（本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長等） ※本人の同意 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 後見・保佐＝不要 ▪ 補助＝必要 家庭裁判所による後見人等の選任	公証役場にて本人と任意後見受任者が任意後見契約を締結 本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て（本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者）	南アルプス市社会福祉協議会成年後見センターに相談・申込み（本人、関係者・機関、家族等） 本人と市・県・社会福祉協議会との契約
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出	医師の診断書を家庭裁判所に提出	「契約締結ガイドライン」により確認
契約の解除・取下げ	いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可がないと取下げできない。成年後見人等が選任されてからは、本人の判断能力が回復しない限り、本人が死亡するまで責任を負う。	本人の意思によって契約を解除する場合は、公証人の認証が必要。変更する場合は、公正証書による。	本人の意思によって契約を終了することができる。
支 援 方 法	○財産管理に関する法律行為 ○身上監護に関する法律行為 ◆代理権 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 後見………財産に関するすべての法律行為 ▪ 補助・保佐…申立ての範囲内で与えられた法律行為 ◆同意権・取消権 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 後見…日常生活に関する行為以外の行為 ▪ 保佐…民法13条第1項に定める所定の行為 ▪ 補助…家裁が定める「特定の法律行為」 	○任意後見契約で締結している事務 ◆代理権 任意後見人が、任意後見契約で定められた事務の一部又は全部について、代理権を行使して事務を行う。 ◆同意権・取消権はない。 ※本人の意思を尊重するため、任意後見は法定後見に優先する。	○福祉サービスの利用援助 ○相談事業 ●生活相談 ○日常的金銭管理サービス ●預貯金通帳の入出金 ●公共料金・福祉サービスの利用料等の支払 ○書類等預かりサービス ●通帳や証書など重要な書類の保管
費 用	○申立費用（申立人負担） 登記手数料、鑑定費用 等 ○成年後見人等、監督人に対する報酬費用（本人の財産から負担）※金額は家庭裁判所が決定 ○後見の事務に関する費用（本人の財産から負担）	○公正証書作成費用 手数料、印紙代等 ○任意後見人等への報酬 ※金額は契約の内容により決定	○契約締結までは無料 ○契約後の援助は利用者負担 支 援：1時間 1,000円 15分ごとに250円加算 預かり：月額300円 交通費：1kmあたり20円
費用の減免又は助成	成年後見制度利用支援事業による助成	なし	生活保護受給者は無料（公費補助）

VI. 参 考 資 料

成年後見人等が選ばれた後の本人への支援体制

成年後見人、保佐人、補助人が選任、任意後見監督人が選任され登記されると、本人への支援が開始されます。

成年後見人等は本人のために、本人に代わって契約をしたり、福祉サービスの利用料や医療費の支払いなど本人の金銭管理を行う場合が多くあります。そのために、今まで本人に関わってきた支援者（親族や近所の方も含め）が安心して、支援の手を引いたり、関わりを持たないようにすることもしばしばあります。

成年後見人等はあくまでも本人の代理人です。本人の代弁者ではあるものの、本人自身でもなく、家族・親族になったわけでもありません。本人の意思決定をもとに、法律行為を手助け、または代わりに行うことが役割です。成年後見人等が一人で本人の生活を支えることはできません。今まで本人の日常生活を見守ってきた支援者のみなさんの関わりは同じように必要ですし、本人の意思決定を支援していくには、支援者同士の連携が大切です。支援者チームにメンバーが一人加わったと考え、引き続き取り組んでください。

なお、判断能力が不十分な本人の意思決定を支援する場面は様々ですが、成年後見人等の役割の中では、「本人にとって重大な影響を与えるような法律行為や、それに付随した事実行為の場面」

- ・施設入所契約など、本人の居所に関する重要な決定をする場面
 - ・自宅や高額な資産の売却など、法的に重要な決定をする場面
 - ・特定の親族に対する贈与・経済的援助など、直接的には本人のためとは言い難い支出をする場面 等
- が想定されています。（意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインより）

成年後見制度に関する相談・問合せ

● ● 成年後見制度に関する相談・問合せ ● ●

■南アルプス市権利擁護センター 住所：〒400-0395 南アルプス市小笠原376

★南アルプス市における成年後見制度・権利擁護等に関する市民の相談に応じる機関です。成年後見制度の利用促進、権利擁護支援に必要な地域連携ネットワーク構築に取り組む「中核機関」です。南アルプス市役所保健福祉部の3課が位置づけられています。

①南アルプス市役所	保健福祉部	介護福祉課	電話番号：055-282-7347
②南アルプス市役所	保健福祉部	障がい福祉課	電話番号：055-282-6197
③南アルプス市役所	保健福祉部	福祉総合相談課	電話番号：055-282-7250

■南アルプス市成年後見センター（社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会）

住所：〒400-0332 南アルプス市鏡中條1642-2 電話番号：055-283-8722

★成年後見制度、日常生活自立支援事業の相談窓口及び、市民を対象に日常生活自立支援事業、法人後見事業による支援を実施している機関です。また、市民後見人養成や成年後見制度の研修会等を開催しながら、成年後見制度利用促進に取り組んでいます。

● ● 生活や福祉・介護に関する相談・問合せ ● ●

★概ね65歳以上の高齢者の暮らしや介護の相談

■南アルプス市地域包括支援センター (若草・櫛形・甲西地区)
住所：〒400-0395 南アルプス市小笠原376 電話番号：055-282-7339

■南アルプス市北部地域包括支援センター (八田・白根・芦安地区)
住所：〒400-0221 南アルプス市在家塚1156-1 電話番号：055-288-1440

★障害のある方の暮らしや福祉の相談

■南アルプス市障害者相談支援センター
住所：〒400-0395 南アルプス市小笠原376 電話番号：055-282-6780

★生活や仕事の困りごとの相談

■南アルプス市役所 保健福祉部 福祉総合相談課
住所：〒400-0395 南アルプス市小笠原376 電話番号：055-282-7250

■南アルプス市ふくし相談支援センター
住所：〒400-0332 南アルプス市鏡中條1642-2 電話番号：055-284-7830

● ● 成年後見制度の申立て手続き・申立てセットの取得に関すること ● ●

■甲府家庭裁判所 後見係
住所：〒400-0032 甲府市中央1-10-7 電話番号：055-213-2520

● ● 任意後見制度・公正証書遺言等に関する相談・手続きに関すること ● ●

■甲府公証役場
住所：〒400-0024 甲府市北口1-3-1 電話番号：055-252-7752

● ● 成年後見制度に関する専門職団体 ● ●

■山梨県弁護士会
住所：〒400-0032 甲府市中央1-8-7 電話番号：055-235-7202

■公益社団法人成年後見センターリーガルサポート山梨支部
住所：〒400-0024 甲府市北口1-6-7 山梨県司法書士会館 電話番号：055-254-8030

■一般社団法人山梨県社会福祉士会 権利擁護センターばあとなあ山梨
住所：〒400-0073 甲府市湯村3-11-30 電話番号：055-269-6280

■一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター山梨支部
住所：〒400-8520 甲府市丸の内3-27-5 電話番号：090-8700-2977

● 最高裁判所「成年後見制度について」ホームページ ▶ <https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp1/index.html>

● 厚生労働省「成年後見はやわかり」ホームページ ▶ <https://guardianship.mhlw.go.jp>

● 法務省「成年後見制度・成年後見登記制度」ホームページ ▶ <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

令和3年3月発行

発行 / 社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会
南アルプス市成年後見センター
〒400-0332
山梨県南アルプス市鏡中條1642-2
TEL : 055-283-8722
FAX : 055-283-4167





南アルプス市権利擁護センター (南アルプス市役所内)

〒400-0395 南アルプス市小笠原376
電話：055-282-7347

南アルプス市成年後見センター

〒400-0332 南アルプス市鏡中條1642-2
電話：055-283-8722
<http://www.minami-alpsshakyo.or.jp>